

# 省エネルギー・新エネルギー 関連政策の動向について

2025年12月25日

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

1. 省エネルギー小委員会
2. 再生可能エネルギー大量導入・  
次世代電力ネットワーク小委員会
3. 洋上風力促進ワーキンググループ

# 第7次エネルギー基本計画を踏まえた省エネ施策の全体像

目標

- 2040年に向けて、まずは2030年度エネルギー需給見通し等で示した具体的施策を着実に実行。
- その上で、施策の進捗状況などを確認しながら、技術革新の水準や、国際情勢、DXやGXの進展状況などを総合的に踏まえ、必要な施策の更なる具体化や見直しに取り組んでいく。

方向性

- 今後、需要サイドの取組として、徹底した省エネルギーに加え、電化や非化石転換が占める割合も今まで以上に大きくなる。
- 脱炭素化等に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく、経済合理的な対策から優先して導入。

## 徹底した省エネ

- 経済活動を低下させることなく省エネを進める。
- DXやGXの進展による電力需要増加への対応（データセンター等）
- 更なる省エネのため、非連続的な技術開発・取組強化。
- 多くの中小企業や家庭にとって脱炭素の取組の「第一歩」は省エネ。省エネを契機として脱炭素を促進。

## 電化・非化石転換

- 電化を進めつつ、電化が困難な分野を中心に、天然ガスなどへの燃料転換や、水素等やCCUSなどの活用を進める。
- エネルギー多消費産業を中心として、抜本的な製造プロセス転換のため、設備投資やサプライチェーンの構築等を計画的に進める。
- ディマンドレスポンス（DR）の促進と一体的に進めていく。

支援

設備更新支援、省エネ診断、技術開発支援、人材育成、支援体制の構築 等

規制と支援を一体的に取り組む

規制

トップランナー制度、目標設定、定期報告、情報開示、遵守基準の設定 等

# 令和7年度補正予算における省エネ支援パッケージ

事業者向け

## 1. 省エネ・非化石転換設備の導入支援

- 令和5年度補正予算から、省エネ・非化石転換設備更新に対して3年間で7,000億円規模の予算により、複数年の投資計画に切れ目なく支援することとしており、その最終年度として、以下取組みを強化して継続【675億円】（国庫債務負担行為含め総額2,450億円）
  - ① 設備単位型の強化（GXⅢ類型の創設：メーカー強化枠とトップ性能枠）**
    - 省エネ効果の高い機器の更なる普及拡大に向けて、新たな類型（GXⅢ類型）を創設し、従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（トップ性能枠）等への支援を強化（補助率増加や新設への支援対象拡大等を措置）。
  - ② サプライチェーンでの連携強化**
    - サプライチェーンの上流から下流の複数企業が協力して、それぞれの省エネ計画を作成し、一定の水準に達した場合に、当該計画に基づく設備更新を支援するなど、サプライチェーンでの取組みへの支援を強化。
  - ③ 水素対応設備の導入促進**
    - 水素対応設備については、新設や改造も補助対象として加えるとともに、更新については更新前設備との併用を認める。

## 2. 省エネ診断

- 工場・事業場のエネルギー消費量等の見える化等を行い、改善提案を行う省エネ診断により、省エネの取組みを行う中小企業の裾野を広げる。引き続き、省エネ・地域パートナーシップにより地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進するとともに、以下の取組みにより強化【33億円】
  - 改善提案の実現にむけて、ソリューションを提案できる企業とのマッチングプラットフォームを創設。

家庭向け

## 3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、高性能な給湯器（昼間の余剰再生エネルギー電気を活用できる機種やより性能の高い機種等）に対して集中的に支援【570億円】。
- また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援を実施【35億円】。
- これらの措置を、住宅の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援【1,125億円、環境省】、長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築・住宅の省エネリフォーム等への支援【1,300億円、国交省】、ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援【750億円、環境省】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施予定。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（I）**、**製造プロセスの電化・燃料転換（II）**、**リストから選択する機器への更新（III）**、**エネルギー管理システムの導入（IV）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、**GXⅢ類型**を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

**(I)  
工場・事業場型**

- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る**取組みに対して補助
  - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
  - 補助上限額：15億円 等
- ※サプライチェーン連携枠を創設**

**【平釜】**  
**【立釜】**※複数の釜を連結して排熱再利用

• 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。  
• 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業場全体の設備・設計を見直し**。  
**3年で37.1%の省エネ**を実現予定。

**(II)  
電化・脱炭素燃転型**

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新**を補助
  - 補助率：1/2 等
  - 補助上限額：3億円 等
- ※水素対応設備への改造等を補助対象に追加**



**(III)  
設備単位型**

- リストから選択する機器への更新**を補助
  - 補助率：1/3 等
  - 補助上限額：1億円 等
- ※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）**

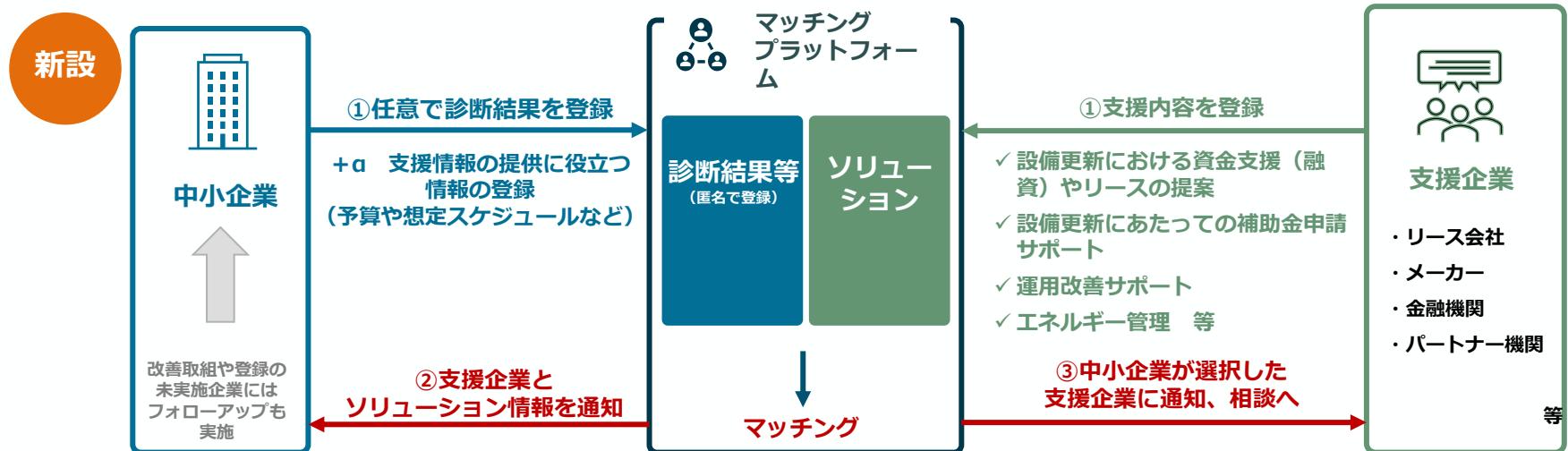
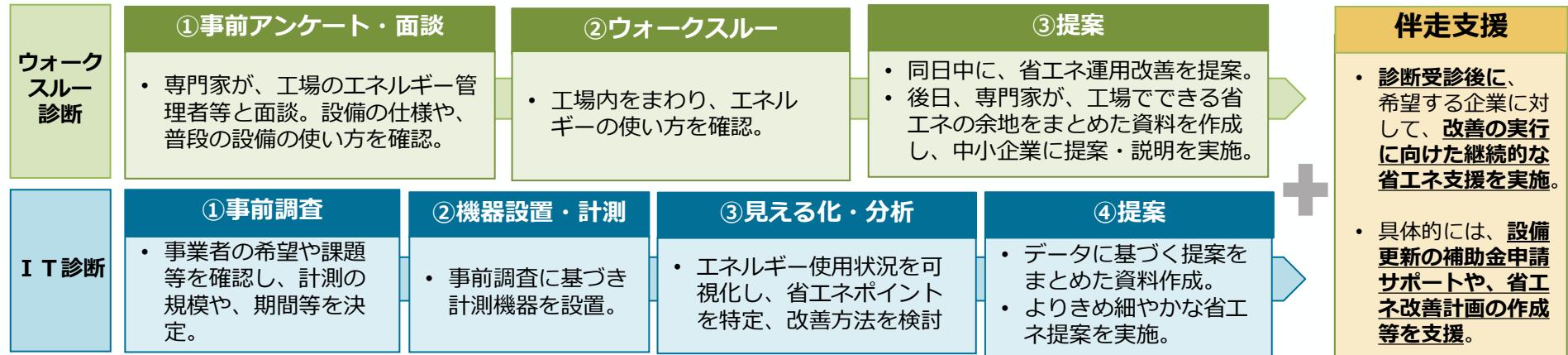


**(IV)  
EMS型**

- EMS（エネルギー管理システム）の導入**を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円



「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。令和7年度補正では、改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設。加えて、進捗状況のフォローアップを強化（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。



# 高効率給湯器の導入支援の概要

【令和7年度補正予算額 570億円】

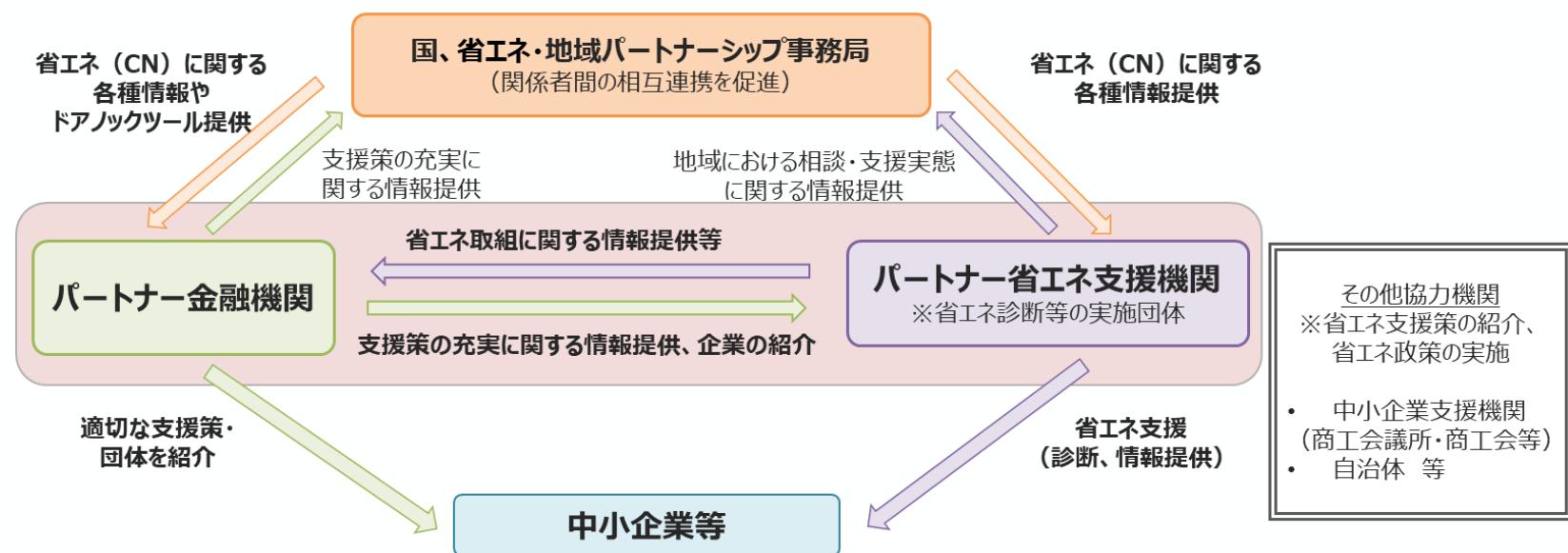
- 家庭での最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大を図ることで、家庭部門におけるエネルギー消費量の削減に貢献する。
- 令和7年度補正予算では、一定程度の普及が進んできたことを踏まえ、①補助額を引き下げつつ、更なる支援台数の増加・加速を目指すとともに、②要件を見直し、高機能製品（DR機能の具備など）へのシフトを目指す。

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池 (エネファーム)
エネルギー源	電気	電気・ガス	ガス
価格 (機器・工事費)	55万円程度	57万円程度	139万円程度
主な補助額	10万円/台程度	12万円/台程度	17万円/台程度
商品イメージ	出所：三菱電機	出所：リンナイ	出所：アイシン
追加措置	<p>蓄熱暖房機*1、電気温水器を撤去する場合</p> <p>+ 4万円（蓄熱暖房機） + 2万円（電気温水器）</p>		
	*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。		

# 省エネ・地域パートナーシップ

- 中小企業等の潜在的なニーズを掘り起こし、取組を更に促すため、地域の金融機関や省エネ支援機関とともに、2024年7月に「省エネ・地域パートナーシップ」を立ち上げ。  
**(2025年10月末時点で、208の金融機関、68の省エネ支援機関が参加。)**

省エネ・地域パートナーシップのイメージ図



## 国及び省エネ・地域パートナーシップ事務局の取組（例）

### パートナー機関による省エネ支援の活動を後押し（以下の情報提供等）

- ✓ 省エネをめぐる政策動向、省エネ設備導入補助等の公的支援策
- ✓ 中小企業等で省エネを進める際の着眼点
- ✓ 地域におけるベストプラクティス
- ✓ 金融機関の担当者向けのドアノックツール

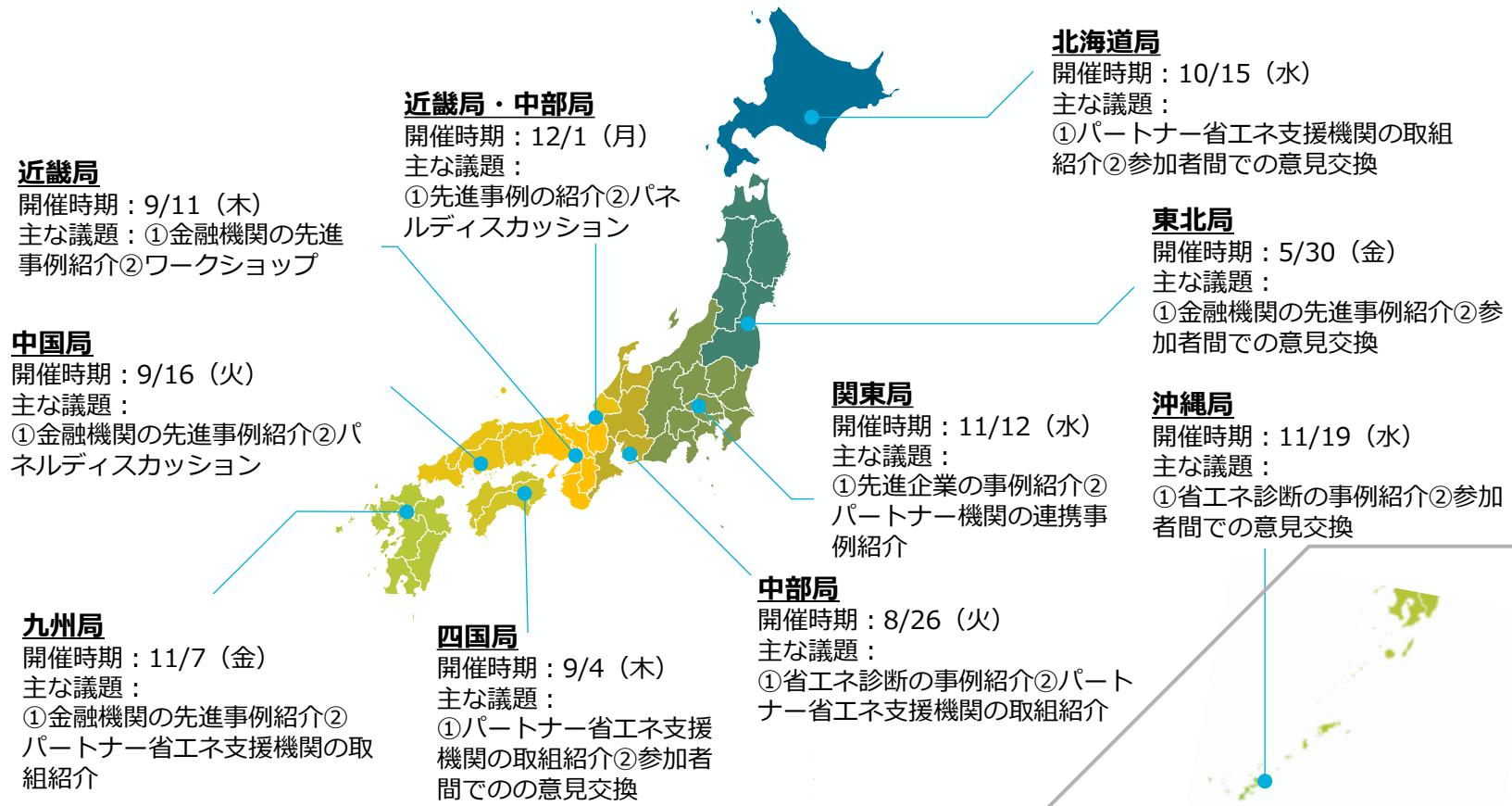
## パートナー機関（金融機関、省エネ支援機関）に期待される取組（例）

### 地域の身近な支援者として、中小企業等の省エネを後押し

- ✓ 中小企業等からの省エネ相談への丁寧な対応
- ✓ 省エネ支援策に関する助言・発信、ニーズに合った支援策の検討
- ✓ パートナー機関自身の、省エネに関する提案力の向上
- ✓ 地域で省エネ助言等を行う人材を増やすための取組

# 省エネ・地域パートナーシップ 地域ブロック会議

- パートナー金融機関とパートナー省エネ支援機関の連携を深める場（地域ブロック会議）を全国各地で開催。
- 地域ブロック会議ではパートナー機関同士が交流する場を創出し、互いの取組の理解を通して連携強化をはかり、地域の省エネ支援体制の強化に繋げる。



# データセンター業のエネルギー使用の更なる効率化に向けた規制

- データセンター（DC）の最大限立地のため、電源の確保と共に、DC自身の更なるエネルギーの使用の効率化を促すべく、事業者が満たすべき効率を設定する等、省エネ・非化石転換法上の追加措置を講じる予定。
- 2025年10月～11月にパブリックコメントを実施済で、2026年4月1日から施行予定。

現行措置		DC業に関する追加措置
全業種共通	<ul style="list-style-type: none"><li>エネルギー消費原単位の改善（中長期で1%/年）</li><li>目標達成のための中長期計画及び実績に係る定期報告の提出</li></ul> <p>※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kWh以上の事業者が対象</p>	<p><b>DC業が満たすべきエネルギー効率の提示</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>2029年度以降に新設するDCについて、稼働して2年経過後に満たすべきエネルギー効率基準（PUE）を1.3以下とする。</li></ul> <p>※当該基準を満たさない場合、合理化計画の作成を指示。指示に従わない場合は、その旨の公表や指示に従うべき旨の命令を行い、従わなければ罰金を科す。報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合も罰金を科す。</p> <p><b>DC業の目標・取組方針・実績を可視化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>DC業の定期報告等の内容を拡充し、DC事業者にその一部の開示を求める。（2025年度以降に新設されたDCの名称やPUE等）</li><li>国は公表状況のフォローアップを行い、集計レベルの情報を公表。</li></ul> <p>※公表は、先進的な取組が社会から評価され業界内で広がることで、取組全体の高度化・底上げを図ることが目的。</p> <p><b>テナント型DCもPUE算定の対象に追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド（テナント型）DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限（例：温度設定）及びPUE効率化に係る責務を有するとして、現行ベンチマーク制度及び追加措置①②の対象とする。</li></ul>
DC業	<ul style="list-style-type: none"><li>ベンチマーク制度の一環で、2030年度を目標年度として、事業者平均のエネルギー効率基準（PUE）を1.4以下とする。</li></ul> <p>※DC業の年度のエネルギー使用量が原油換算1500kWh以上かつDCの建物・付帯設備のエネルギー管理権限を持つ事業者が対象</p>	

# 工場等における屋根設置太陽光発電の導入促進

- 工場等の非化石エネルギーへの転換に当たり、導入余地が比較的大きい屋根設置太陽光の導入検討を促すべく、省エネ・非化石転換法で求める定期報告内容等を拡充する。
- 屋根設置太陽光発電として、軽量性・柔軟性を確保しやすいペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代太陽電池も有力な手段。報告を通じ、事業者による次世代太陽電池も含めた屋根設置太陽光の設置余地の把握と導入の検討を促す。
- 2025年10月～11月にパブリックコメントを実施済で、2026年4月1日から施行予定。

## 中長期 計画

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標（例：新たに屋根設置太陽光発電設備を設置する時期の目途）の提出を求める。（2026年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kL以上の事業者が対象

## 定期 報告

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、工場等における屋根設置太陽光発電設備を設置できる屋根面積（耐震基準・積載荷重・他法令の定めによって設置を認められない場所等を踏まえた面積）、そのうち既に設備を設置済及び設置予定の面積・出力等の報告を求める。（2027年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kL以上の事業者が対象

(参考) 現行省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告の概要

### 中長期計画



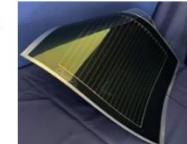
- 使用的電気全体に占める非化石電気の比率について、2030年度に達成を目指す目標設定を求めていた。
- また、非化石エネルギー転換に関する計画及び期待効果の記載を求めていた。

### 定期報告



- 自家発電の太陽光などを含め、エネルギー種類ごとに使用量の報告を求めていた。
- 非化石電気の比率について、その進捗状況の報告を求めていた。

(参考) 日本企業のペロブスカイト太陽電池に関する主な取組

<p>&lt;積水化学工業（株）&gt;</p> <p>ビルの壁面や耐荷重の小さい屋根などへの設置が可能な軽量で、柔軟なフィルム型太陽電池を開発。</p> <p>出所：積水化学工業（株）</p> <p>&lt;（株）カネカ&gt;</p> <p>建材一体型への展開を目指し、既存のシリコン太陽電池製造技術を活用した技術開発。</p> <p>出所：（株）カネカ</p> <p>&lt;（株）エヌコートテクノロジーズ&gt;</p> <p>京大発ベンチャーIoT機器、建物用などへの展開も念頭に太陽電池を開発。</p> <p>出所：（株）エヌコートテクノロジーズ</p> <p>&lt;（株）アイシン&gt;</p> <p>ペロブスカイト材料を均一に塗布するスプレー工法の技術を開発。</p> <p>出所：（株）アイシン</p>	   
--	---

# 更なる支援策の強化に向けた今後の方針

## (1) 省エネ・地域パートナーシップの継続と強化

- 地域の金融機関等と連携し、中小企業等の潜在的な省エネニーズを掘り起こすため、令和6年度から省エネ・地域パートナーシップを開始。来年度も継続しつつ、表彰制度創設など強化策を実施。

## (2) デジタル・AI技術の導入促進

- デジタル・AI技術による省エネ・生産性向上に向けた手引き（デジタル省エネ手引き）（案）を作成。  
中小企業等に対して検討のきっかけを与えることを目的に、導入事例を紹介するとともに、検討に向けたポイントの例を紹介。

## (3) 住宅・建築物の残された課題への強化策

- GX予算も活用し、省エネ性能の高い住宅・建築物の普及促進に向けて一定の環境整備を進めてきた。残る課題を整理しつつ、必要な支援策の検討を進める。

## (4) 先端技術開発とその実用化に向けた支援策の強化

- 今後、更なる省エネ推進のためには、先進技術開発の強化が鍵。現在、NEDOプロジェクト（脱炭素PG）により高効率機器等のイノベーション開発等を支援。実証を踏まえて実用化段階に入る技術が増えつつある中で、開発で終わらせぬ普及まで繋げる一体的的な支援のあり方を検討。

1. 省エネルギー・非化石転換
2. 再生可能エネルギー大量導入・  
次世代電力ネットワーク小委員会
3. 洋上風力促進ワーキンググループ

# (参考) 第77回小委員会における議論事項①

## 本日御議論いただきたい事項①

第77回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2025年11月12日）資料1より抜粋

### <再生可能エネルギーの政策的位置づけ>

- 我が国は、すぐに使える資源が乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱えている。
- さらに、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況。
- こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、引き続き、再エネの主力電源化を徹底し、地域共生や国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入を図る必要がある。

### <再生可能エネルギーの主力電源化>

- ここで、再エネの「主力電源化」とは、発電量において再エネが電源構成の相当割合を占めることのみを目指すものではなく、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになるとともに、一般の発電事業と同様、発電計画を策定し、電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を行う電源となるなど、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すもの。こうした課題意識のもと、本小委員会では、昨年11月に「再エネ主力電源化アクションプラン」をとりまとめたところ。
- また、本年10月24日の調達価格等算定委員会（第105回）では、FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくことがFIT/FIP制度の前提であることを再確認するとともに、自立化に向けた進捗を踏まえた支援のあり方や、足下のコストデータが上昇している電源も現れている状況を踏まえたFIT/FIP制度における価格設定のあり方について、議論が行われた。

# (参考) 第77回小委員会における議論事項②

## 本日御議論いただきたい事項②

第77回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2025年11月12日）資料1より抜粋

### <今後の支援のあり方に関する論点>

- 前ページのとおり、再エネの「主力電源化」とは、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになる等、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すものであり、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指すこと、すなわち自立化の進捗を踏まえた電源ごとのFIT/FIP制度における支援のあり方についても検討を行ってきたところ。
- 特に、FIT/FIP制度における支援対象区分に関する論点は、再エネ特措法第二条の二及び第三条に基づく意見聴取事項として調達価格等算定委員会において審議が行われているところであるが、再エネの主力電源化について電源横断的に御審議いただく本小委員会においても、各電源における自立化に向けた進捗や技術動向等を踏まえた今後の支援のあり方について御議論いただきたい。
- なお、こうした自立化に向けた進捗に加え、再エネ導入拡大と国民負担抑制のバランスを踏まえた支援の方向性として、ペロブスカイト太陽電池等の新技術への支援を含め、今後の再エネ政策における支援の是非や重点化についても御議論いただきたい。

### <再エネ主力電源化アクションプランのフォローアップ>

- FIP制度の更なる活用促進に向けた「再エネ主力電源化アクションプラン」の進捗状況を踏まえ、今後の政策の在り方について幅広く御議論いただきたい。

(※) なお、「再エネ主力電源化アクションプラン」のうち、長期安定電源化に関する関連プレイヤーの取組の進捗状況については、今後の本小委員会において、別途取り扱うこととしたい。

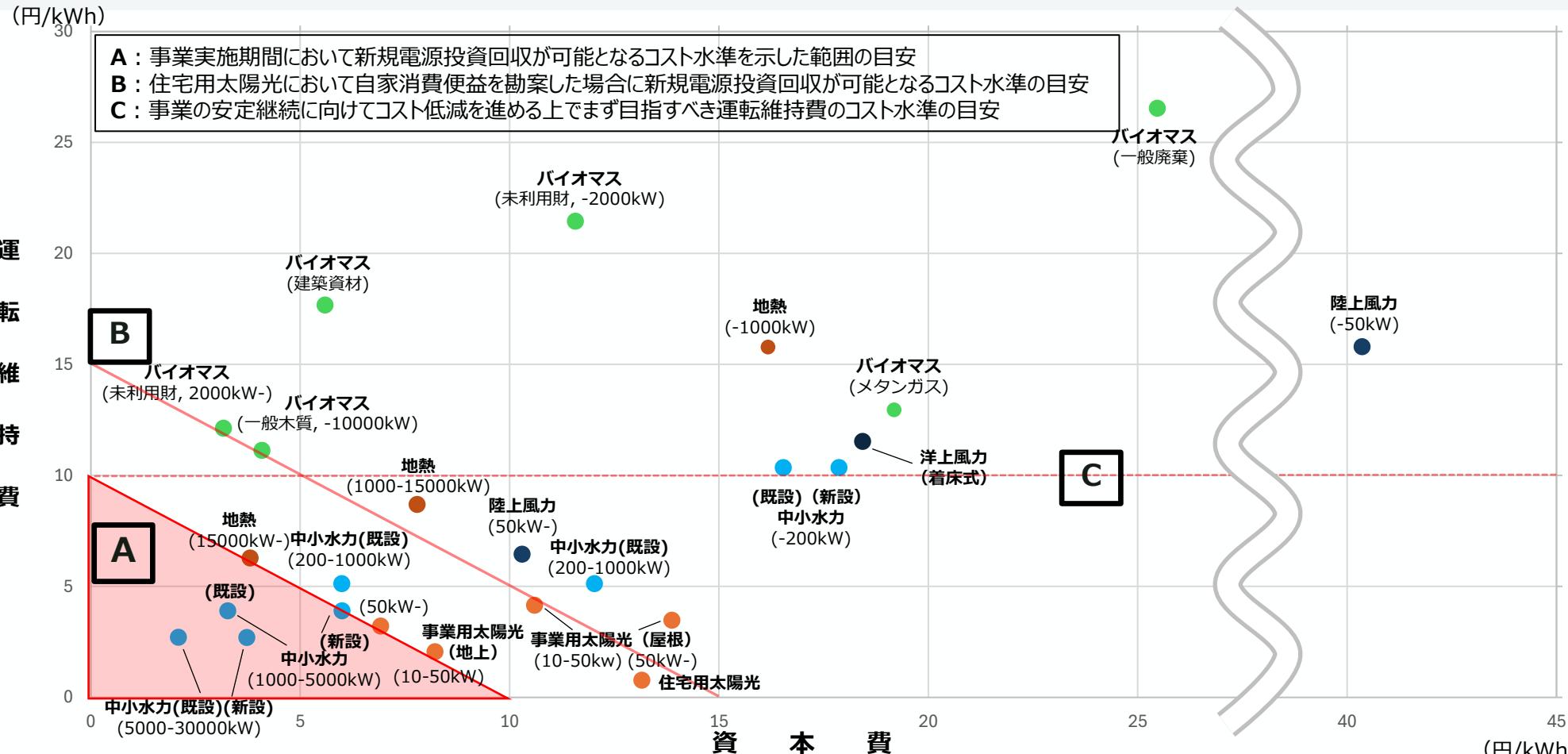
## 再エネ主力電源化アクションプラン（案）

- 再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入に取り組んでいる。第5次エネルギー基本計画（2018年7月閣議決定）において、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられており、直近の再エネ比率（2023年度）は23%となるなど、我が国においても着実に導入が進展してきた。
- 今後とも、関係省庁が連携して施策を強化し、更なる再エネ導入拡大に取り組んでいくが、「主力電源化」とは、発電量において再生可能エネルギーが電源構成の相当割合を占めることが目指すものではない。
- 現在の我が国の再エネ電源（大規模水力を除く。）は、FIT制度の適用を受けているものが大半を占める。すなわち、これらの電源は、①電気の需要家による再エネ賦課金の国民負担により成り立っており、また、②一般の発電事業とは異なり、発電計画の策定等が免除されるなど、電力市場への統合の観点から課題がある。
- この中で、「主力電源化」とは、①FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになるとともに、②一般の発電事業と同様、発電計画を策定し、電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を行う電源となるなど、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すものである。
- これまで、本小委員会では、次の論点について検討を重ねてきた。
  - **再生可能エネルギーの長期安定電源化**  
国民負担による支援を受けた再エネ電源（特に太陽光発電）が、FIT/FIP期間の終了後も、50年、更には100年という長期にわたって稼働し、社会に根差した電源として定着することで、主力電源化に繋がる。
  - **FIP制度の更なる活用**  
FIP制度は、FIT/FIP制度によらない再エネ導入への過渡的な制度として、再エネ発電事業者に対し、発電計画の策定や電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を促すものであり、主力電源化に繋がる。
- 他方、これらの取組は、政策支援からの自立に向けた挑戦であり、政府が必要な事業環境整備を行うことはもちろん必要であるが、事業者団体等が旗振りながら、民間企業のビジネススペースの取組を広めていくことが何よりも重要である。こうした点を踏まえ、エネルギー基本計画の改訂の議論と併せて、本小委員会として、再エネ主力電源化に向けた関係プレーヤーの行動指針を整理し、官民等の関係者が連携して、再エネ主力電源化に向けた取組を加速していくことしたい。

# 再生可能エネルギー電源の発電コスト

第105回調達価格等算定委員会（2025年10月24日）資料1より一部修正

- FIT/FIP制度における定期報告データの中央値（※）**をもとに計算した、各再エネ電源の発電コスト（資本費・運転維持費）の実績は以下のとおり。



(※1) Aについては、回避可能費用単価（卸電力取引市場価格）を10円/kWh、環境価値を再エネ価値取引市場における2025年度第1回オークションの約定最安価格0.4円/kWhとし、卸電力取引市場等による売電収入や環境価値その他の再エネ発電事業により得られる収入等を勘案した場合に、事業実施期間において新規電源投資回収が可能となるコスト水準（運転維持費と資本費を足し合わせた発電コストが10.4円/kWh以下）を示した範囲の目安。なお、環境価値が高まった場合、Aの範囲は右上にシフトしていく。なお、燃料費は運転維持費に含まれている。

(※2) Bについては、Aにおける条件に加え、住宅用太陽光における自家消費便益によって得られる収入も勘案した場合（余剰売電比率は70%）に事業実施期間において新規投資可能となるコスト水準の目安（15円/kWh）。

(※3) Cについては、回避可能費用単価を10円/kWhとした場合、事業の安定継続に向けてまずは目指すべき運転維持費のコスト水準の目安。

(※4) 2024年8月までの定期報告において発電事業者から提出のあったコストデータ（実績値）を使用している点に留意。

(※5) 調達価格等算定委員会における定期報告データの算出方法にない、一部、平均値や直近年度の中央値を採用している電源もある。

(※6) 割引率及び運転年数については、令和7年2月 総合エネルギー調査会 基本政策分科会 発電コスト検証ワーキンググループにてとりまとめられたデータをもとに算出。

(※7) 洋上風力（着床式）については、再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力発電のデータから算出したものであり、再エネ海域利用法で想定されているよりも小規模な事業が中心となっていることに留意。

## 1. 自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援のあり方

第105回 調達価格等算定委員会（2025年10月24日）における事務局資料より抜粋

- 昨年度の本委員会においては、電源の特性、導入状況等に応じて、コストダウンのスピードに差異がある点を踏まえ、**各再エネ電源の自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援のあり方**等について御議論いただいた。昨今のインフレによる建設費の上昇等が見られる中でも、引き続き、**環境価値が適切に評価される再エネの事業環境整備を図りながら、FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくことが重要**であることから、昨年度整理された支援のあり方を踏まえ、各電源について別紙の観点から今年度の本委員会において御議論いただくこととしてはどうか。

## 2. 今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方

- 再エネ特措法に基づく調達価格/基準価格の算定にあたっては、法第2条の3第2項又は第3条第5項の規定に基づき、**再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めること**とされている。
- 加えて、FIT/FIP制度は、**再エネのコスト競争力が他電源と比べてまだ十分ではない段階**において、**国民負担により価格支援を行うことで導入拡大を図り、導入拡大によるスケールメリット・習熟効果等を通じてコストダウンを実現していく**制度である。したがって、FIT/FIP制度の対象となる電源は、**将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを実現していくこと**、すなわち、**再生可能エネルギーの自立化を実現していく**ことが制度の前提である。
- 昨今のインフレによる建設費等の上昇が見られる中で、足下のコストデータが上昇しているという電源も現れているが、これらの前提を踏まえ、コストデータに上昇が見られる全ての電源について、機械的に一律の想定値の引上げ等を行うのではなく、**各電源の特性を考慮しつつ、①自立化に向けた取組がなされているか、②コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものかを確認**した上で、総合的に判断しながら足下のコストデータの上昇について適切に調達価格等/基準価格等への反映を行うこととしてはどうか。

## 3. FIT/FIP制度における入札制度の活用のあり方

- 事業用太陽光発電や陸上風力発電においては、入札制度によるコスト低減が実現**してきたところであり、**直近の入れでは、卸電力市場価格を下回る価格での落札が生じており、非FIT/非FIPでの導入も増加する等、FIT/FIP入札への参加件数は減少傾向にある。件数が減少する場合であっても、入札システムの保守・運用費用等の事務コストは一定程度要することが課題。**
- 現時点で入札対象となっている各電源について、**上限価格や落札価格の水準、入札件数等を踏まえつつ、最大限の再エネ導入拡大**という観点から、**①入札制度を継続するか、②入れではなく政府が一律の調達価格/基準価格を設定する方法とするか**、御議論いただきたいこととしてはどうか。

## ①コストダウンが進展している/見込まれる電源（例：太陽光発電、陸上風力発電）

- 太陽光発電や陸上風力発電については、コストダウンが進展している/見込まれる電源である。既にFIT/FIPによらない案件の形成が進んできている。地域との共生の観点から、関係法令に基づいて適切に事業規律の強化を図りながら、自立化に向けた道筋の検討を加速化させる必要がある。
- 特に、大規模な事業用太陽光については、調達価格/基準価格が卸電力市場価格を下回るなど、着実なコスト低減が実現されてきている中で、大規模な事業用太陽光の入札件数の減少やPPA等を活用しながら卸電力市場価格を大幅に下回る価格での入札も生じている。こうした事業者の入札行動を踏まえつつ、具体的な自立化の道筋の検討をより加速させていく。具体的には、2027年度以降の支援のあり方、価格水準について、どう考えるか。

## ②電源の特性を踏まえた中長期的なコストダウン策を検討すべき電源（例：中小水力発電・地熱発電）

- 地熱発電・中小水力発電は、太陽光発電等と比べて稼働期間が長いという特徴を有している。この特徴も踏まえ、まずは、FIT/FIP制度の支援期間の終了後も長期安定的な稼働が確保されることが重要。その上で、特に小規模なこれらの電源については、中長期的に「FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況」を目指しながら、緩やかなコストダウンを実現していくべきではないか。
- また、地熱発電は、地熱資源の開発を伴うという電源の性質上、開発リスク/開発コストが高いという特徴を持つことから、官民の役割やリスク分担のあり方、自立化に向けたコスト低減の見通しについて関係審議会等にて議論が行われているところ。これらの見通しについて確認した上で、支援のあり方を検討していくべきではないか。

## ③大規模化や案件形成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すべき電源（例：洋上風力発電）

- 国内の洋上風力は未だ黎明期にあることから、今後、大規模化や案件形成、人材育成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指すことが求められるものの、投資額が大きく、総事業期間が長くなることによる収入・費用の変動リスクが大きいという大型電源としての特性を持つ中で、足下では国内における洋上風力発電事業についても世界的なインフレ等による影響が生じていることが指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、洋上風力発電については、自立化に向けたコスト低減や産業基盤構築に関する中長期的見通しを明確にしながら、その意義を改めて確認した上で、支援のあり方を検討していくべきではないか。

## ④自立化への課題が大きいコスト構造にある電源（例：バイオマス発電）

- バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費を含む運転維持費が占める構造にあるが、FIT/FIP制度による支援終了後の事業の安定継続に課題が生じるなど、自立化への課題が大きいコスト構造にある電源である。
- 電源の特性を踏まえ、自立化に向けたコスト低減を進めていくにあたって重要な燃料供給サプライチェーンの強化・構築の状況を確認した上で、支援のあり方を検討していくべきではないか。

(※) 例えば、大規模バイオマス発電については、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造であり、その燃料費は国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質があり、現在の事業環境下では、新規の案件形成が大きく進むとは考えにくいことから、2024年度調達価格等算定委員会においては、一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とするとの意見がまとめられた。

## <FIT/FIP制度における前提>

第105回 調達価格等算定委員会（2025年10月24日）における委員意見

- ✓ 再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めるということが本委員会のミッション。適正な利潤、その他事情をどのように勘案するかという論点はあるが、本委員会における役割は限定されていることも理解しながら、何ができるのか、何をすべきかを考えていくべき。
- ✓ FIT/FIP制度は国民負担による支援を行うことで導入拡大を図り、そのスケールメリット、習熟効果を通じてコストダウンをしていく、自立化を目指す制度だということが大前提。
- ✓ 国民負担の抑制を図る観点から、自立化を目指すべき。現状を見て自立化を今後目指せるものとそうでないものはしっかり議論していくなければならない。
- ✓ FIT/FIP制度は、最終的にFIT/FIPによる支援がなくても再投資していくことができる電源を育っていく制度だということが改めて明確になったというのは、とても意義があった。自立化はFIT/FIP支援の前提であり、堅持すべき。

## <コストデータの上昇を価格に反映させる場合の考え方>

- ✓ 第七次エネルギー基本計画においても、脱炭素電源を最大限活用していくことになっており、これが大きな方針。一方で、他の電源も含めてコスト増となっている中、再エネに限らず、適正に反映することが社会厚生上重要である。本委員会においても物価上昇に対しては基本的に対応すること。
- ✓ インフレ環境下では名目の数字だけではなく、実質の数字についても十分に考える必要がある。インフレを考慮した形で現状維持・引き上げとはどういう状況なのかを見ることが重要。

## <自立化水準の考え方>

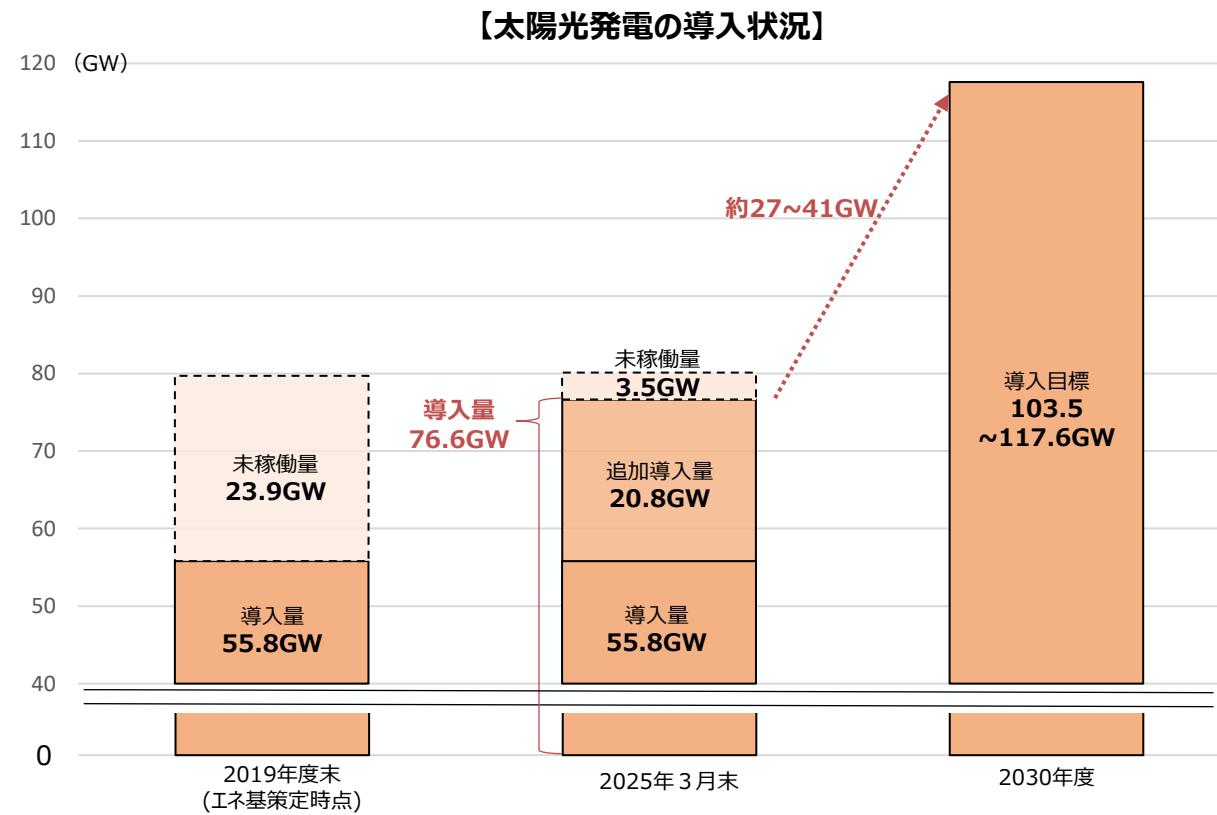
- ✓ 自立化水準については、インフレによって電力の市場価格が上がるはずであり、名目値では変わりうるということを認識しなければならない。
- ✓ 自立化が可能な費用の水準は、個別の電源が生み出す価値にも依存している。広義の調整力を生み出すことができる、いろいろな価値のある調整力を出せる電源であればコストが上がっても自立化が可能である。それが見通せるということであればFIT/FIPにおける支援の対象になりうる。

## <地域共生>

- ✓ 自立化に加え、地域共生の観点から重要な電源というものはあり、これらについては、単なる効率化ということではなく、別の価値をきちんと認めつつ、本委員会で議論をしていく必要がある。
- ✓ 太陽光パネル等にしても地域共生の問題が非常に顕在化している。本委員会で全て見られるわけではないが、こういった問題を他で見つても、どう考えていくのかということに関しては、認識を持ちながら対応が必要。

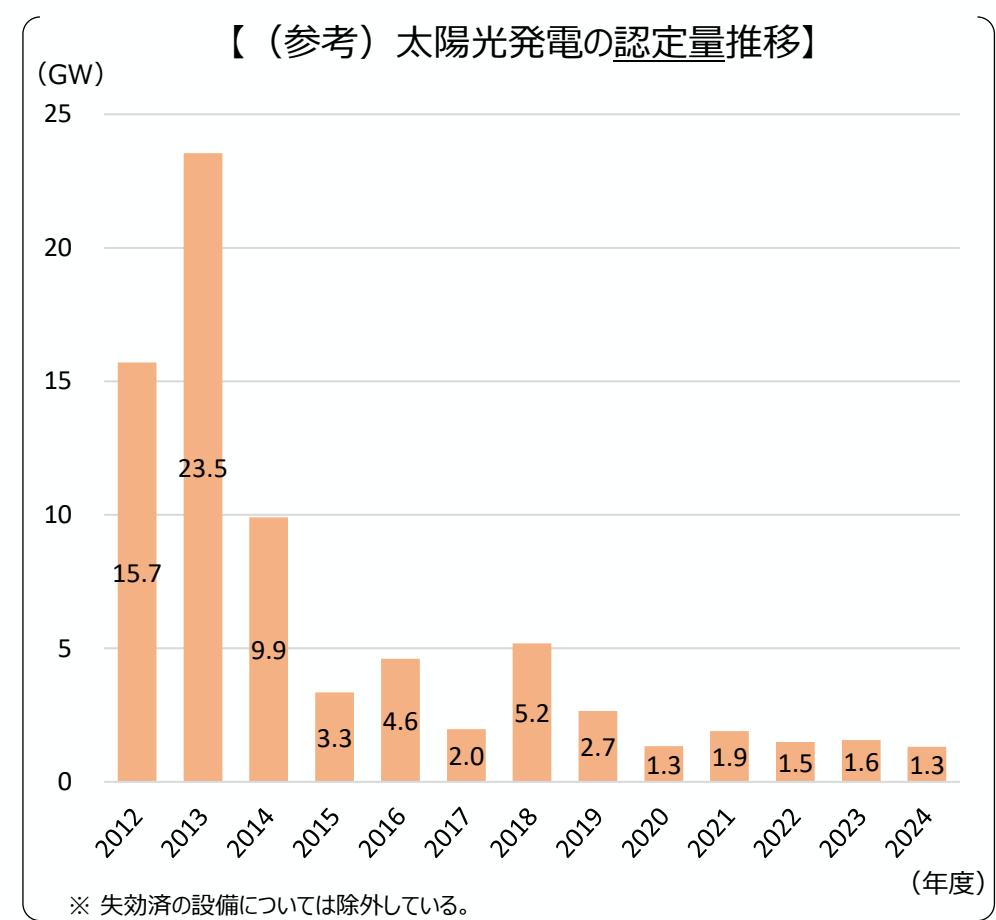
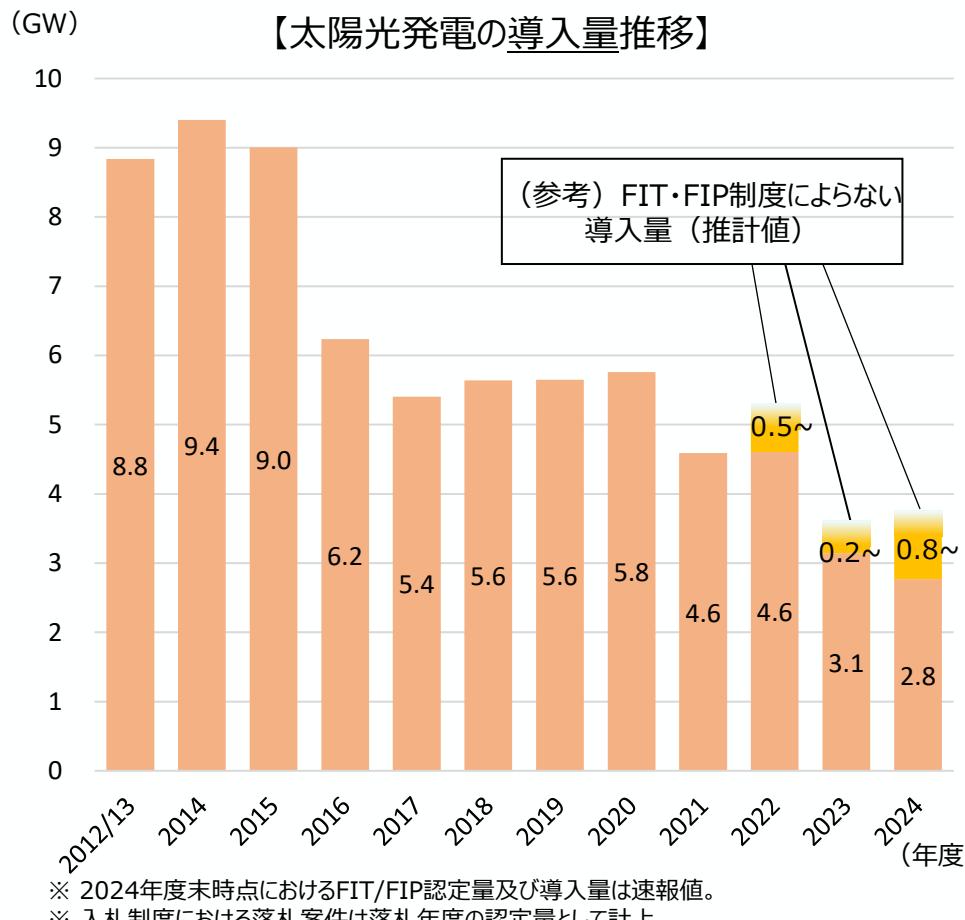
# 太陽光発電の導入状況

- 太陽光発電の2025年3月末時点の導入量は76.6GW。直近数年間では概ね3.5～5GW/年のペースで導入が進んでいる。2030年目標（103.5～117.6GW）の実現には、今後約6年間で27～41GWの導入、すなわち、4.5～7GW/年のペースで導入を継続していくことが必要となる。
- 他方、我が国の国土面積当たりの太陽光導入容量は、既に主要国の中で最大級となっており、特に地上設置型について、今後の導入余地となり得る適地が減少している。適地減少等を背景に、FIT/FIP制度の認定容量は足下では減少している一方で、導入コストの低減が進み、FIT/FIP制度によらずに事業を実施する形態も現れてきている。



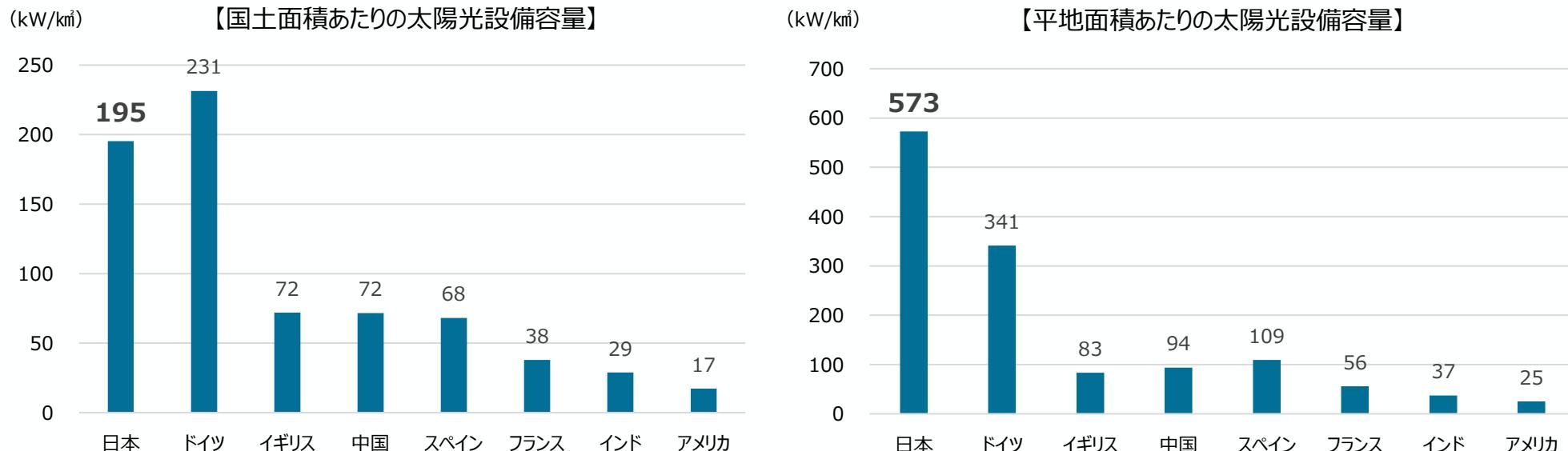
# (参考) 太陽光発電の導入状況 (経年変化)

- 一般送配電事業者の系統接続済容量等を踏まえて推計したFIT/FIP制度によらない導入量を含めると、太陽光発電は、直近数年間では、概ね3.5～5GW/年程度の追加導入が見られる。
- また、2024年度からは、省エネ法の定期報告において、太陽光等の再エネの自家消費量の報告を求めており、エネルギー多消費事業者における再エネ自家消費量の捕捉が可能となっている2024年度の報告によると、2023年度の再エネの自家消費量は、約14億kWh・約2GW（約2,500件）。



# (参考) 国土面積・平地面積当たりの太陽光設備容量の各国比較

- 我が国の国土面積当たりの太陽光導入容量は、主要国の中で最大級の水準に到達。ペロブスカイト太陽電池の実装等により、地域との共生が容易な屋根設置等のポテンシャルを最大限活用していくことが重要。



	日	独	英	中	西	仏	印	米
国土面積	38万km <sup>2</sup>	36万km <sup>2</sup>	24万km <sup>2</sup>	960万km <sup>2</sup>	51万km <sup>2</sup>	55万km <sup>2</sup>	329万km <sup>2</sup>	983万km <sup>2</sup>
平地面積※ (国土面積に占める割合)	13万km <sup>2</sup> (34%)	24万km <sup>2</sup> (68%)	21万km <sup>2</sup> (87%)	733万km <sup>2</sup> (76%)	31万km <sup>2</sup> (62%)	37万km <sup>2</sup> (68%)	256万km <sup>2</sup> (78%)	674万km <sup>2</sup> (69%)
太陽光の設備容量 (GW)	74	83	17	688	34	21	95	170
太陽光の発電量 (億kWh)	965	636	139	5,842	434	218	1,185	2,144
発電量 (億kWh)	9,877	5,064	2,916	94,923	2,798	5,215	19,868	44,304
太陽光の総発電量 に占める比率	9.8%	12.6%	4.8%	6.2%	15.5%	4.2%	6.0%	4.8%

(出典) 外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>) IEA Renewables 2024、IEAデータベース、2023年度エネルギー需給実績(確報)、Global Forest Resources Assessment 2025 (<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/12322cae-5b20-4be2-927a-72a86fd319e9/content>)、FIT認定量等より作成

※平地面積は、国土面積から、Global Forest Resources Assessment 2025の森林面積を差し引いて計算したもの。

1. 省エネルギー小委員会
2. 再生可能エネルギー大量導入・  
次世代電力ネットワーク小委員会
3. 洋上風力促進ワーキンググループ

- 我が国は、すぐに使える資源に乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱える中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再エネの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入を図る必要がある。また、D XやG Xの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある。
- 特に洋上風力発電は、以下の理由から再エネの主力電源化に向けた「切り札」と位置付けられている。
  - ① 我が国は、陸上に設置する再エネ発電設備は適地が限られるという制約を抱える一方、四方を海に囲まれているというポテンシャルの高さを活かすことができ、国産エネルギー自給率の向上に貢献する。
  - ② 欧州等では導入拡大とともにコストが低減してきており、現状では黎明期にある我が国でも、今後、案件形成が進めば、サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コスト低減が見込まれる。
  - ③ 事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO & M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、発電事業の実施地域を中心とした国内全体への経済波及効果が期待される電源である。
- 他方で、我が国の洋上風力は黎明期にあり、現状、エネルギー安全保障やコスト低減に資する国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかりであるところ、初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要性が高い。
- さらに、再生可能エネルギー全般については、再エネ価値を適切に評価する電力需要家が少なく、市場が未成熟であることから、再エネ価値が適切に評価される環境の整備によってその厚みを作っていく必要がある。
- 加えて、洋上風力等の再生可能エネルギーの変動性への柔軟性も確保した、次世代の電力ネットワークの構築を推進していくこととしている。

# 第1ラウンド3海域の事業中止を受けた今後の対応方針

第39回洋上WG合同会議  
(2025/11/19) 資料1より抜粋

- その上で、洋上風力の持続可能な基盤の確立とコスト低減を実現していくためには、着実な案件形成が不可欠であるところ、第1ラウンド事業の撤退により黎明期にある我が国の洋上風力の現状が改めて浮き彫りになったと言うことができるのではないか。こうした状況も踏まえれば、前頁の洋上風力に係る位置付けは変わるものではなく、第2ラウンド・第3ラウンドの事業完遂が極めて重要である。仮にこの事業完遂がなされなければ、風車メーカーや風車部品サプライヤーにおいても、投資の予見性が著しく損なわれ、検討中の投資が当面見送り又は白紙となり、将来的にも国内サプライチェーン等の産業基盤が構築できなくなるおそれがある。以上を踏まえた上で、当該ラウンドの選定事業者に対する政策措置のあり方を検討する。
- 今後の公募制度の検討にあたっては、特に、欧米諸国と比べて黎明期にある我が国において、洋上風力事業を確実に完遂させる観点から、現在行っている第1ラウンドの事業撤退に至った要因分析を踏まえつつ、制度として十分でない点を含めて必要な課題を整理し、制度の見直しに繋げていく。

- これまで、再エネ海域利用法に基づき、洋上風力事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である事業者を選定するため、第1～3ラウンドの3回にわたり公募を実施しており、それらの制度設計においては、その都度、事業環境等を踏まえて公募制度を見直してきた。
- 例えば、第2ラウンドにおいては、エネルギーミックス等の政策目標を踏まえた迅速性評価の導入、エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりを踏まえた「電力安定供給」の配点の引上げ等の見直しを実施し、第3ラウンドについても概ね同様の公募制度で実施した。
- そのような中で、今般、第1ラウンドの事業撤退が生じたことを受け、本合同会議において要因分析等を実施したところ、第1～3ラウンドの公募実施時には顕在化していなかった洋上風力の事業環境の課題が浮き彫りとなった。
- 上記を踏まえ、黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価するため、今後の公募制度について、以下の方針で見直すこととする。

- I. 事業実現性評価点の配点の見直し
- II. より精緻な事業実現性の採点
- III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保
- IV. 適切な供給価格での入札がされるための価格点の設計
- V. 落札制限の適用
- VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

- 本合同会議では、第1ラウンド3海域（秋田2海域と銚子沖）の事業撤退が公表されたことを受け、三菱商事へのヒアリング等を通じて、今般の事業撤退が生じた要因の分析等を行った。
- その結果、以下のような洋上風力の事業環境の課題が浮き彫りとなった。その中には、すでに対応が整理済みのものもある。今般、対応が整理されていないものを中心に、公募制度の見直し等により対応することとしたい。

## 洋上風力の事業環境の課題

インフレ等による資材価格等の変動リスクへの対応が不十分な供給価格の設定

入札前に事業者に提供される促進区域における地盤等のデータ提供の方法

再エネ価値を高く評価する需要家の不足

風車メーカー・サプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさ

海外のサプライチェーンへの依存

事業実現性が相対的に過小評価され得る価格点の設計

撤退時におけるルールの不明確さ

基地港湾の柔軟な利用のあり方

供給価格の決定からファイансクローズに至るまでの期間の長さ

## 整理済み/対応中

価格調整スキーム  
(次回公募より導入)

JOGMECによるサイト調査

再エネ大量導入・次世代電力NW小委での議論

風車メーカー等の変更に係る計画変更の要件の整理

洋上風力のサプライチェーン強靭化に向けた生産設備投資への支援

## 今般の制度見直し・事業環境整備

IV. 想定供給価格幅の設定

III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

I. 電力安定供給・サプライチェーン形成の配点の引上げ

I. 事業計画の実行面の配点の引上げ  
II. より精緻な事業実現性の採点  
IV. 想定供給価格幅の設定

VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築

事業者選定と供給価格の決定を別途行う2段階方式の導入（※1）

※1：今後検討する中長期的な課題

# 再エネ海域利用法に基づく洋上風力案件の長期脱炭素電源オークションへの参加に係る考え方

- 前回の合同会議において確認された方針に基づき、前頁の①～③を総合的に勘案すれば、黎明期の洋上風力の事業の完遂の確度を高めるためには、長期脱炭素電源オークションの活用を可能とすることが必要である。
- このため、バランシングコスト相当分のFIP交付金を受領しないことを条件とする、再エネ海域利用法の公募案件のうちゼロプレミアム案件※による長期脱炭素電源オークションへの参加に向けて、関係審議会で議論されることが望ましい。  
※プレミアム発生の可能性を完全に排除するため、公募占用計画における供給価格を0円/kWhに変更することを要することとする。また、事業者選定時の公募占用計画における供給価格がゼロプレミアム水準でなかった事業が、事後的に当該変更を行った場合も含むこととする。
- また、今後の洋上風力に係る公募の供給上限価格や最低限満たすべき合理的な設備利用率の水準等を踏まえ、長期脱炭素電源オークションの要件（上限価格や設備利用率リクワイアメント、募集規模等）が検討されることが望ましい。
- 一方で、次回以降の公募の予見性の観点から、今回の措置は黎明期にある第2・第3ラウンド事業のみに適用することとし、次回以降の公募においては長期脱炭素電源オークションへの参加は想定しないこととする。

# (参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。なお、FIT/FIP制度を適用する電源は参加対象とならない。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には固定費水準の容量収入を原則20年間得されることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。

